

麻薬 ○ 者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒		
	名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	〒		
	名称			
許可又は免許の番号		医・歯・獣・薬・販売業・薬局第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日
申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む）の欠格条項	(1) 法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考		新規・継続	年月日 平成 年 月 日	旧免許証の番号 第 号
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
令和 年 月 日				
住所 〒				
ふりがな				
氏名				
静岡県知事 川勝 平太 殿				
(注意) 1～5 (略)				

「施用」「管理」「小売業」「卸売業」「研究」のいずれかを記入。

施用者、研究者であって、上記麻薬業務所以外で麻薬を取扱う場合のみ記入。

該当するいずれかの免許・許可を○で囲み、その番号・年月日を記入。
 施用者：医・歯・獣
 管理者：医・歯・獣・薬
 小売業者：薬局
 卸売業者：販売業
 (麻薬免許証の番号、年月日ではないので注意すること。)

欠格条項(1)～(3)欄まで、当該事実がない場合には「(全員)なし」と記入。当該事実がある場合には、欄外(注意)2を参考に詳細を記入。

継続申請にあっては、旧免許証番号・年月日も記入。(年月日については、免許の有効期間の開始日(*)であるので注意すること。)
 * 令和2年1月1日以降の日付になるはずです。

実際の提出日を記入。

郵便番号、ふりがなも忘れずに記入してください。法人・団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入する。

添付書類等

添付書類等	免許の種類	施用者	管理者	小売業者	卸売業者	研究者
手数料 (静岡県収入証紙)		3,900 円	3,900 円	3,900 円	14,600 円	3,900 円
医師の診断書		○	○	○ (法人・団体の場合は、業務を行う役員全員分)	○ (法人・団体の場合は、業務を行う役員全員分)	○
麻薬の保管設備の位置を示す平面図及び構造の概要図		/	/	○	○	○
登記事項証明書、組織規定図等の業務を行う役員の範囲を示す書類 (※別紙参照)		/	/	○ 法人・団体の場合	○ 法人・団体の場合	/
履歴書、研究計画書、同意書		/	/	/	/	○

※ 添付書類の省略については、次項を参照してください。

1 麻薬取扱者の継続免許申請における添付書類の省略について

申請者が法人であって、県内の複数の業務所(薬局等)において、同時期に申請を行う場合の添付書類のうち、登記事項証明書、組織図、診断書等については、いずれか1か所で正本が添付されていれば、他の業務所は写しの添付でも支障ありません。

写しを添付する場合は、省略又は写しを添付する業務所の申請書の空欄(備考欄の下など)には、どこの申請書に正のものを添付したかを記載してください。

2 添付書類の省略根拠の記載方法

正本を添付してある申請書の副本には省略根拠の記入は不要です。添付書類を省略された受付機関側には、閲覧又は電話確認できるだけの省略根拠の記載が必要です。また、省略の根拠となる正本の提出先は、県内の保健所薬務担当部署に限られます。

【記載例1】

「〇〇〇〇及び●●●●は、令和▽年▽月▽日、●●保健所へ提出の□□薬局△△店の麻薬小売業者免許申請書に添付」

【記載例2】

〇〇〇〇及び●●●●の省略の根拠
提出年月日令和▽年▽月▽日、提出先：●●保健所
提出に係る手続：麻薬小売業者免許申請
提出に係る業務所名：□□薬局△△店

※ 登記事項証明書、組織規定図等の業務を行う役員の範囲を示す書類について

(参照通知 H31. 4. 25 付け部長通知 衛薬第 299 号
H18. 6. 2 付け部長通知 衛薬第 289 号
H12. 3. 31 付け部長通知 衛薬指第 908 号
S57. 9. 24 付け厚生省薬務局麻薬課長通知 薬麻第 589 号)

1 業務を行う役員とは

麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 3 項第 7 号の「法人又は団体であつて、その業務を行う役員」とは、

- ① 合名会社…定款に別段の定めがないときは社員全員
- ② 合資会社…定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ③ 合同会社…定款に別段の定めがないときは社員全員
- ④ 株式会社（特例有限会社を含む。）…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役。
- ⑤ 外国会社…会社法第 817 条にいう代表者
- ⑥ 民法法人、協同組合等…理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

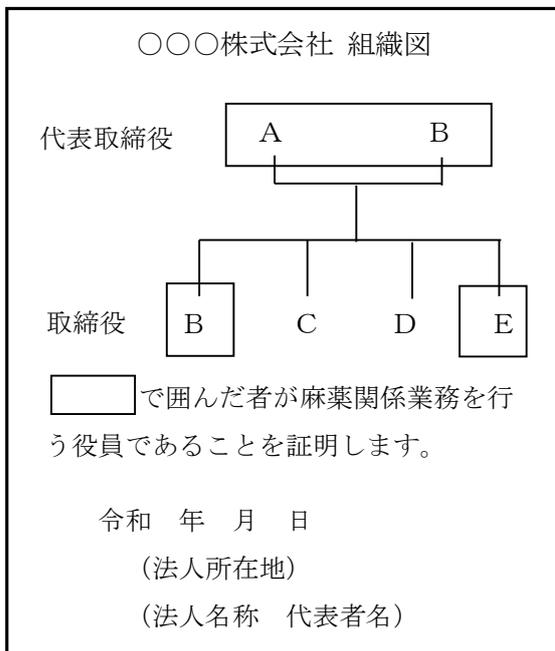
を指すものであること。

上記の免許に係る業務とは、当該免許申請に係る業務をいい、人事、総務、経理、広報等の総括的な業務は含まれない。

2 具体的な取扱い

麻薬取扱者免許申請に当たっては、麻薬及び向精神薬取締法施行細則第 2 条第 3 項の規定により、業務を行う役員の範囲を示した書類を添付することとされており、当該書類としては登記事項証明書等が考えられるが、別図 1、2 のような組織図に業務分掌を明示し、代表取締役社長等の最高責任者によって事実に相違ない旨の証明が付された書面が添付され、これにより、業務を行う役員の範囲が明示されている場合には、登記事項証明書等の添付は要しない。

(別図 1)



(別図 2)

